

『法科大学院ケースブック 憲法』（2005・7発行 第1版 第1刷）誤植箇所一覧

表記上「訂正の必要のある」箇所に限ってを訂正いたします。

頁	行	誤り	訂正後	備考
65	18行目	憲法上の規準	憲法上の <b>基</b> 準	
72	18行目	並びに	<b>並</b> びに	
72	20行目	並びに	<b>並</b> びに	
80	7行目	江黒口清雄	江 <b>里</b> 口清雄	
120	16行目以下	すなわち～必要はない	〔 <b>直前の記述の重複</b> 〕	
128	下から7～6行目	明日である	明白である	
143	下から20行目	生的日本国籍取得	生 <b>来</b> 的日本国籍	
179	〔事実〕の最終行	か長	<b>課</b> 長	
180	下から13行目	支出の機会も、護国神社自体	支出の機会も、 <b>靖</b> 国神社自体	
183	主文 の第1行	被告Yの	被告 <b>人</b> Yの	
195	下から4行目	” 術語？	” 術語 ”	
205	16行目	限ら <b>れ</b> なければ	限らなければ	
217	15行目	あたるともの	あたる <b>もの</b> と	
225	13行目	（ウ）と同様の	（（ウ）と同様の	
226	9行目	名誉毀損、プライバシーおよび	名誉毀損 <b>並びに</b> プライバシー <b>及び</b>	
226	下から7行目	修正版とおりの	修正版 <b>の</b> とおりの	
227	下から6行目	韓国内で公知の	韓国内では公知の	
228	下から2行目	本件小説の	<b>トル</b>	
239	4行目	従事するもの	従事する <b>者</b>	
257	下から1行目	訴訟費用は～とする。	<b>トル</b>	
272	下から3行目	同 <b>昭和</b>	同	
280	3行目	郵便物集配過程	郵便物集配 <b>達</b> 過程	
302	1および2行目	文部省	<b>文部科学省</b>	
302	8行目	文部科学大臣	<b>文部大臣</b>	
321	下から4行目	右……条例	<b>……右条例</b>	
364	下から7行目	訴訟の仮定で	訴訟の <b>過程</b> で	
376	22行目、25行目	堤とう	<b>堤</b> とう	
376	下から3行目	制限 <b>の</b> として	制限として	
382	主文 の第1行	児童扶養手当決定請求	児童扶養手当 <b>認</b> 定請求	
383	15行目	生来母子世帯	生 <b>別</b> 母子世帯	
383	下から5行目	支給し得る	<b>受</b> 給し得る	
386	8行目	財源の公	財源の <b>公平</b>	
390	8行目	問題 <b>は</b> では	問題では	
392	15行目	生活たるもの	生活 <b>なる</b> もの	
392	17行目	総合考量とて	総合考量 <b>して</b>	
394	6行目	もとづき、Bは	もとづき、 <b>A</b> は	
394	8行目	を単身高齢者を	を単身高齢者 <b>と</b>	
396	問題8の下から2行目	引き出したりこと	引き出したり <b>する</b> こと	
403	下から9行目	妨げられる <b>と</b> 危険が	妨げられる危険が	
404	18行目	限界	<b>権</b> 限	
406	問題5の3行目	学力テストを	学力テスト <b>が</b>	
418	問題21		〔 <b>問題20と重複</b> 〕	
449	下から1行目	一票づつ	一票 <b>ず</b> つ	
450	下から7行目	国会を招集し	国会を召集し	
452	20行目	（同第43条第2項）議員	（同第43条第2項）、議員	
459	2～3行目	ものであるが、	ものであることは <b>前述のとおり</b> である。が、	
461	1行目	大塚・吉田 豊	大塚喜一郎、吉田 豊	
467	5行目	千葉1区	千葉 <b>第</b> 1区	
490	17行目	含まれる	<b>含</b> まれる	
510	下から9行目	容認決定書	<b>認</b> 容決定書	
511	主文 の第1行	金20万	金20万 <b>円</b>	
511	主文 の第6行	その5	その5	
515	下から1行目	訴訟費用は～とする。	<b>トル</b>	

517	14行目	〔またB規約4条3項〕	〔またB規約14条3項〕	
537	15行目	その主体となつてあだかも	その主体となつてあ <b>た</b> かも	
542	20行目	「二	「 <b>三</b>	
543	17行目	私注	<b>私註</b>	
596	下から1行目	訴訟費用は~とする。	<b>トル</b>	
600	下から14行目	控訴費用は~とする。	<b>トル</b>	
612	問題4の1行目	責任を問われない	責任を問 <b>は</b> れない	
626	15行目~18行目	(裁判長裁判官.....)	<b>629頁の下から15行目と16行目の間に移動</b>	
642	16行目	2審判決との対比し	2審判決との対比 <b>を</b> し	
644	応用問題4の3行目	造反者)とつて	造反者) <b>に</b> とつて	
646	主文の3行	その金の	その余の	
647	下から15行目	裁量は憲法上の	<b>裁量が働く余地もあるけれども、右の立法機関の裁量は憲法上の</b>	
649	16行目以下	委ねられ他ものと	委ねられ <b>た</b> ものと	
650	21行目	判断すしうる	判断 <b>し</b> うる	
650	21行目	同時に	同様に	
651	22と25行目	できないが在宅者	<b>できない在宅者</b>	
652	下から5行目	違憲法	<b>違憲性</b>	
661	問題5の4行目	(外封筒に利用して	(外封筒 <b>を</b> 利用して	

662頁~663頁に掲載の「公職選挙法第9条、第11条公職選挙法第9条、第11条は、以下の平成17年10月21日法律102号の条文に差し替える。

(選挙権)

第9条 日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3 前項の市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該消滅した市町村を含むものとされた市町村を含む。)を含むものとする。

4 第2項の規定によりその属する市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移したものは、同項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を引き続き有する。

5 第2項の3箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 成年被後見人

二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

四 公職にある間に犯した刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

2 この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第252条の定めるところによる。

3 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において第30条の6の規定による在外選挙人名簿の登録がされているものについて、第1項又は第252条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなつたことを知つたときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。